

## 台風、大雨等における教育活動の中止判断基準

高知県立盲学校

### 1 平常授業、定期試験

判断する時刻	警報等の状況	対応
前日の午後5時00分 または 当日の午前5時00分	波浪警報を除く警報が2つ以上(特別警報及び暴風警報にあつては1つ)、学校のある市町村及び隣接する市町村に発令されている場合	<u>休校または自宅待機</u> *場合によっては、 <u>自宅近くの指定避難場所へ避難</u>

※始業時間及び終業時間の変更については、状況を見て判断をする。

※寄宿舎生の残舎、帰省については、状況を見て判断をする。

### 2 土曜、日曜、休日及び長期休業中の補習や教育活動

判断する時刻	警報等の状況	対応
前日の午後5時00分 または 当日の午前5時00分	波浪警報を除く警報が2つ以上(特別警報及び暴風警報にあつては1つ)、学校のある市町村及び隣接する市町村に発令されている場合	<u>休校(休講)または自宅待機</u> *場合によっては、 <u>自宅近くの指定避難場所へ避難</u>

※始業時間及び終業時間の変更については、状況を見て判断をする。

※寄宿舎生の残舎、帰省については、状況を見て判断をする。

### 3 県外で行われる各種大会、修学旅行等

\*各種大会等への参加については、主催者側の判断にもよるが開催都道府県の気象状況や公共交通機関等の運行状況を見て判断をする。

\*修学旅行については、旅行先の気象状況や公共交通機関等の運行状況を見て判断をする。また、台風や大雨等の影響により旅行先が被災した場合は、状況に応じて中止または延期、旅行先の変更等の措置を行う。

#### ※ 給食費(舎食費)について

\*台風等で臨時休校となった場合の給食費(舎食費)については、県立の特別支援学校では「突然の欠食扱い」とすることになっており、通常どおり集金をさせていただきますのでご了承ください。なお、その場合の給食費(舎食費)は修学奨励費の対象となりません。